

沖縄大学における新興感染症等への対応マニュアル

2021年1月12日 作成

新興感染症とは、最近新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症のことである。国立感染症研究所 HP には、SARS、鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱、エボラ出血熱などがあげられている。これらに加え、近年では既知の感染症でありながら、永久凍土の融解などにより、再び環境中に放出され集団感染を引き起こした事例なども存在する（炭疽菌など）。最近では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を原因とする感染症が世界的猛威を振るい、本邦初の緊急事態宣言が発出されるなど、経済のグローバル化とともに感染症のリスクは高くなっている。感染症予防法に指定されている感染症については行政組織が基本的な対応をすることとなっている。沖縄大学では自己防衛を目的として、また他方では学内伝播（流行・集団感染）の防止により社会的責任の履行を目的として伝播（流行・集団感染）再燃事態に備える必要がある。そこで、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）での対応事例をもとに新興感染症対応マニュアルを策定する。

第1章 危機管理体制

国内で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第一類から第三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症（以下、感染症）が発生した場合、以下の手順に沿って危機管理体制を整備する。

1. 感染症が国内で発生
 - ・総務課・学生支援課等で感染症の種類・特性ならびに国内・国外感染者動向を把握
 - ・学生/教職員への注意喚起
 - ・危機管理対策本部設置要否について検討
2. 感染症が県内で発生あるいは県内での発生が高い確率で見込まれる
 - ・危機管理対策本部の設置
 - ・講義等継続可否についての検討
 - ・活動制限指針策定の検討
3. 危機管理対策本部は、沖縄大学危機管理規程に基づき、次に掲げるものをもって充てる。
学長、副学長、常務理事、部局館長、その他学長が必要と定めた者

第2章 感染症流行状況に関する情報について

- (1) WHO が公表する感染症に関する世界的な流行状況の日本語版を国立感染症研究所ホームページで閲覧できる。[\(https://www.niid.go.jp/niid/ja/\)](https://www.niid.go.jp/niid/ja/)
- (2) 厚生労働省が公表する感染症の国内発生状況は国立感染症研究所ホームページで閲覧できる。[\(https://www.niid.go.jp/niid/ja/\)](https://www.niid.go.jp/niid/ja/)

第3章 感染症に関する一般的な相談について

【学内の感染症に関する電話相談】

学生支援課（098-832-7182）が電話相談に応じる。必要時は保健室へ連絡をつなぐ。学内感染防御の観点から、面談形式での相談は、本人の罹患可能性がない場合に限る。

【沖縄県の感染症に関する相談窓口】

・県内各保健所

那覇市保健所：098-853-7962、098-853-7971

南部保健所：098-889-6591

（糸満市・浦添市・豊見城市・南城市・西原町・与那原町・南風原町・八重瀬町・渡嘉敷村・座間味村・粟国村・渡名喜村・南大東村・北大東村・久米島町）

中部保健所：098-938-9701

（宜野湾市・沖縄市・うるま市・恩納村・宜野座村・金武町・読谷村・嘉手納町・北谷町・北中城村・中城村）

北部保健所：0980-52-5219

（名護市・国頭村・大宜味村・東村・今帰仁村・本部町・伊江村・伊平屋村・伊是名村）

宮古保健所：0980-82-4891

（宮古島市・多良間村）

八重山保健所：0980-82-4891

（石垣市・竹富町・与那国町）

第4章 本学学生・教職員が感染症に罹患あるいは感染の疑いがあると申告があった場合

の全学的対応（学内措置）について（イメージ：次頁の フローチャート を参照）

1. 報告

本学学生・教職員が感染症に罹患あるいは感染の疑いがあると申告を受けた職員は、これを速やかに総務課に伝える。総務課は学長に報告し、その指示を受けて危機管理対策本部を設置・開催するとともに、その構成員とオブザーバーに伝達する。

2. 学内感染者および感染疑い者の対応について

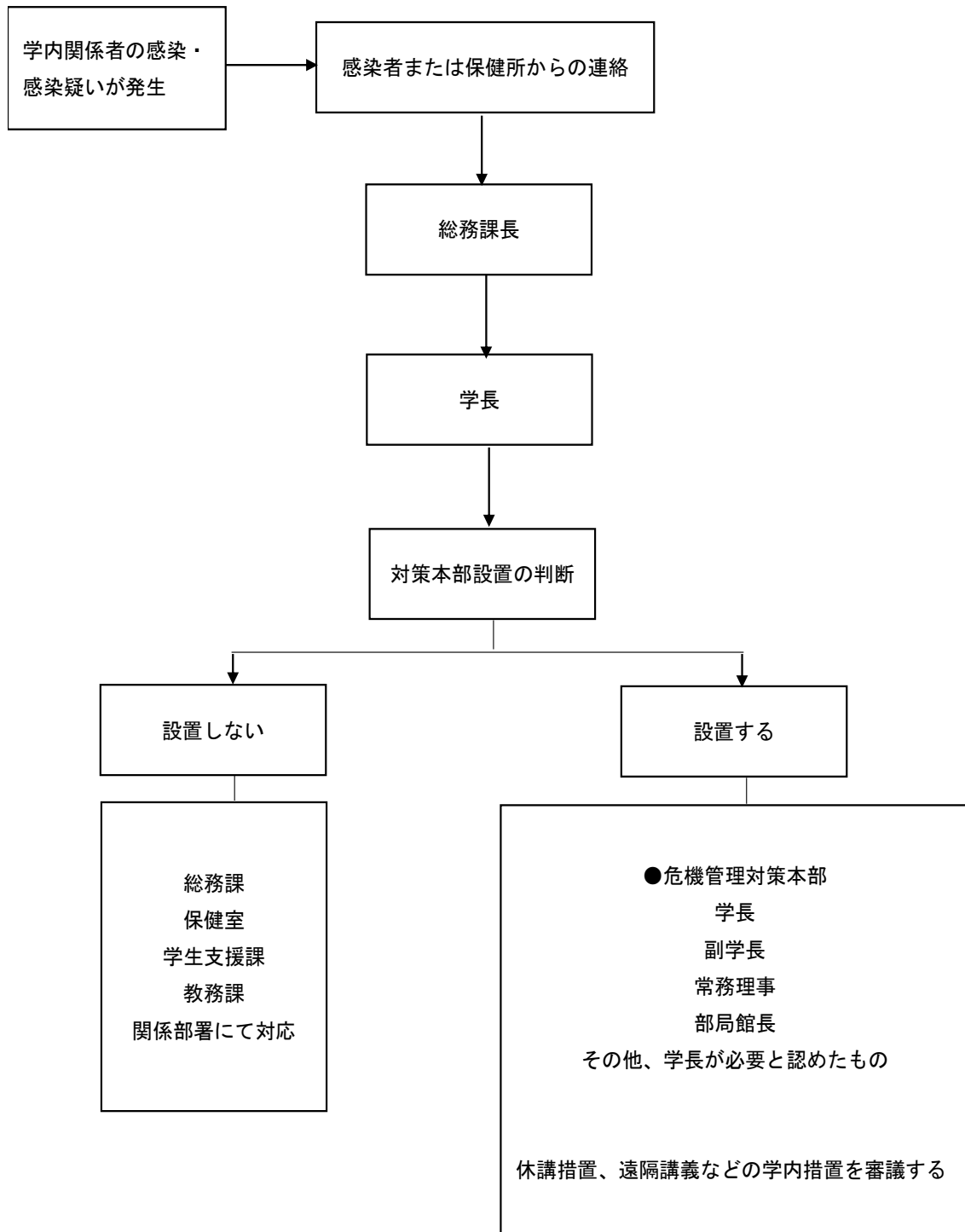
危機管理対策本部は国や県の指針に従いつつ、最新の情勢を勘案して、学校医等の意見を踏まえて学内措置を審議し決定する。

（学内審議参考内容）

- | | |
|--------------------|----------------|
| ・当該学生・職員の登校・出勤について | ・休講・閉鎖の措置について |
| ・遠隔講義への移行について | ・HP への掲載事項について |
| ・学内行動指針の作成 など | |

フローチャート

本学学生・教職員が感染症に罹患あるいは感染の疑いがあると申告があった場合の全学的対応（学内措置）



3. 学内感染予防対策について

感染症の流行が国内に及んだ場合、国や県の指針に従いつつ、学校医等の意見を踏まえて感染症の感染経路に応じ必要な感染予防対策を講ずる。学内全体にかかわる対策については施設課を中心に行う。

以下、COVID-19 パンデミック時（2020年度）に実施した学内対応

（1）報告 HP 掲載および学生メールにて学生支援課より周知した内容

これにより、感染者および感染疑い者の情報を保健室および学生支援課で集約した。

新型コロナウイルス感染症対応フローチャート（10月28日改定）

下記の症状がある方は登校を控えてください。

授業の欠席については、公欠扱いとなります（手続きは教務課まで）。

○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱の症状のいずれかがある場合

○【変更】風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み、鼻水、頭痛、悪寒等）、下痢、味覚異常、嗅覚異常がある場合。（市販薬を飲み続けなければならない方も同様）

○風邪症状があり、基礎疾患がある方や、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊娠している方

○【追加】陽性の方と接触のあった方（濃厚接触者とは特定されていない）、接触者アプリCOCOAで通知のあった方、症状の有無は問いません。

該当項目あり

コールセンターに電話相談し、大学にも連絡

コールセンター【098-866-2129(24時間対応)】に電話し

て、その指示を学校に伝える。

平日窓口(8:30~17:00)

代表番号 832-3216

学生支援課 832-7182

保健室(体調相談等) 993-7119

夜間・休日窓口

代表番号 832-3216

沖縄大学

(2) 学内感染者および感染疑い者の対応について
全教職員宛てに総務課よりメールで周知した内容

教職員向け 新型コロナ感染症に対する療養期間について

2020/11/2 改正版

①本人が感染した場合

保健所の指示した期間、出勤を停止する。

②本人が濃厚接触者となった場合

保健所の指示した期間、出勤を停止する。

③本人の同居家族が感染した場合

保健所の指示に従う。

濃厚接触者と特定された場合は②へ

④本人の同居家族が濃厚接触者となった場合

本人の同居家族に PCR 検査の指示が出た場合は、検査結果が出るまでの期間、出勤を停止する。本人の同居家族に PCR 検査の指示がなく、本人に症状がない場合は出勤可。(保健所の指示に従う)

本人に症状がある場合は→⑦へ

⑤本人の接触した相手が感染者となった場合(接触確認アプリ「COCOA」の通知時も含む)

保健所の指示に従う。

濃厚接触者と特定された場合は②へ

⑥本人の接触した相手が濃厚接触者となった場合

本人の接触した相手に PCR 検査の指示が出た場合は、検査結果が出るまでの期間、出勤を停止する。本人の接触した相手に PCR 検査の指示がなく、本人に症状がない場合は出勤可。(保健所の指示に従う)

本人に症状がある場合は出勤を控える→⑦へ

⑦発熱や風邪症状などがある場合

症状があるうちは出勤を控える。

a. 症状が2日以上続く場合

医療機関の受診を推奨

b. 医療機関を受診せず、症状が1日で治まった場合

所属長と相談の上、自宅療養もしくはリモートワークすることができる。

c. 医療機関を受診した場合

感染症の疑いがないとわかり、他の疾病によるものであると医師が判断した場合は医療機関の指示に従い療養

※出勤停止とした期間は特別有給休暇とする。

職域の産業ガイドライン参考

症状が出現した日の翌日から7日間経過かつ症状消失後翌日より3日間経過するまで自宅療養

文科省の新しい生活様式参考

症状があるうちは出勤を控える

(3) 施設課が中心に行った感染予防対策

①各教室、学内入口にアルコール消毒液を設置



②学内全館に感染予防を促す内容のポスターの掲示



③学内のすべての机に感染予防のための対策



④その他、授業の合間に管内アナウンスにてマスクの着用および手洗い、手指消毒、換気の呼びかけを実施

第5章 活動制限指針の策定

感染症の発生により、大学での活動一般に注意を要する状況が認められるときは、活動制限指針を策定し、学内での感染、集団感染を予防する対応を取る必要がある。なお、2020年にCOVID-19に対応した際の活動制限指針を次頁に示す。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための沖繩大学の活動制限指針

2020.5.15 v.1.0

【方針】本指針は、全ての大学構成員の生命と健康、安全を守ることを目的とし、本学の活動制限をレベルで表現し可視化することにより、構成員の適切な意識と行動の要請を促すため、策定するものである。

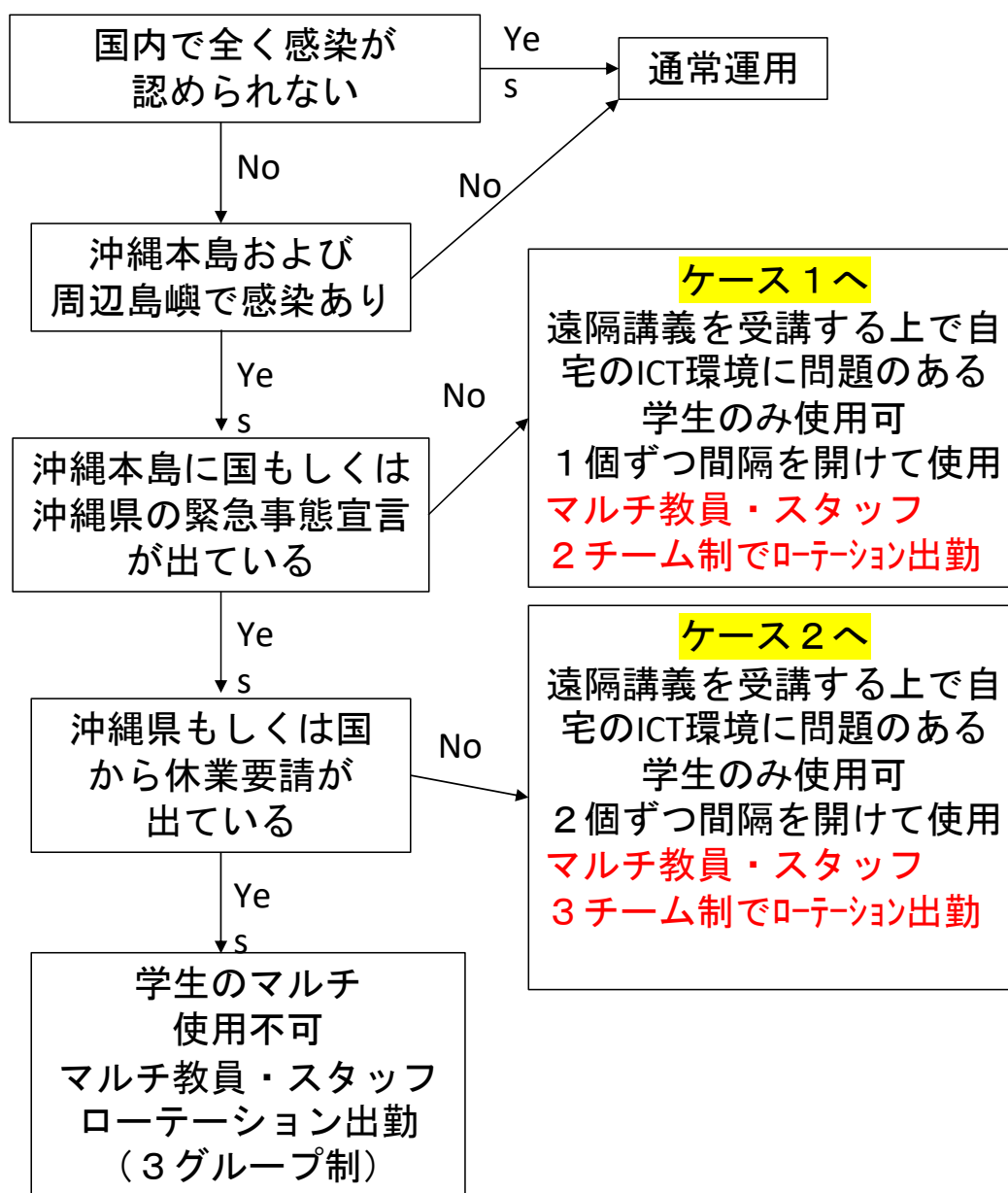
レベル	基準	授業 (講義・演習・実習)	学生の課外活動	教育・研究活動 (研究指導を含む)	学生の入構	学内会議	事務機能	出張・旅行
0 通常	感染が全く認められない。	感染症発生情報に留意する。						
1 制限一小	○国内で感染が認められる○県内感染ゼロである○休業要請解除後2週間経過した	○感染防止措置(試験定員等)の上、授業実施○通隔授業の推奨または併用	○感染防止対策を最大限取った上で、活動を許可	○感染防止に最大限配慮し、教育・研究活動の執行はできる。○研究室の責任者は、研究室関係者(学部学生・大学院生・研究員、研究スタッフ)の立場での滞在時間を減らし、自宅で作業することを検討。○ディスプレイセッション形式のゼミ、及び学位論文に係る研究指導等は遠隔での実施を推奨。○欠人数(目安は10人以上)のセミナー等は自粛	○感染防止対策を最大限取った上で、学部学生・大学院生を登校させ、必要に応じて、登校した場合同様でも大学滞在時間は最短時間とする。	○感染防止に最大限配慮し、対面会議を行う。○オンライン会議を推奨。	○感染防止に最大限配慮し、通常通りの勤務を行う。○し、時差出勤を活用する。	○流行地域への出張・旅行の注意
2 制限一中	○沖縄本島および陸続きの島嶼(あるいは近隣島嶼)で感染が認められる○公共交通機関利用の自粛要請がある	○感染防止措置(試験定員等)の上、授業実施を制限(1クラス20人以上を避ける)○感染防止措置の上、実習・実習の実施(1クラス20人以上を避ける)○選階授業主体	○不要不急の活動の自粛○キャンパス内外における屋内での集いの禁止○活動状態に応じた一部の課外活動を許可	○現在進行中の教育・研究活動を継続するために短時間での立ち入りを許可。○ディスプレイセッション形式のゼミ等は遠隔での実施のみ可。○学位論文に係る研究指導は原則、遠隔での実施のみ可。研究室において研究指導を行う必要がある場合は、予め学生の許可を得て実施。○学部学生・大学院生を強制的に登校させない。	○学部学生・大学院生の登校を制限する。基本的には遠隔講義を受講する上で、自宅でのICT環境に問題がある学生の短時間の登校のみ。	○可能な限りオンライン会議へ移行。	○在宅勤務等を活用し、出勤人数の制限を行う。○感染拡大防止を図る。	○流行地域への不要不急の出張・旅行自粛
3 制限一大	○政府からの緊急事態宣言が発令されているもしくは、沖縄県からの休業要請が出ている○外出の自粛要請がある	○対面授業停止(遠隔授業のみ)○実習・実習の停止	○感染拡大防止に留意しながら、履修の個人練習のみ可	(1)○遠隔授業のための必要最低限の立ち入りに限る。○次の者は、学基が必要と判断した場合のみ研究室への立ち入りを許可。(ただし、学部学生・大学院生)○研究中止により研究上の大きな影響を被るようになる、長期にわたって継続している実験を進行中の研究スタッフ連中の実験を終了するは中断する実験に関わる研究スタッフ生等の維持・管理、液体窒素・液体ヘリウム・毒物等の維持・管理、研究に必要な基幹インフラの維持・管理のために一時的に入室する研究スタッフ	○学部学生・大学院生の登校を禁止する。アクセスマホイントの使用も不可	○出席を含め10人以上の会議は原則、オンラインで行う。○ただし、構成員の秘匿情報、企業の営業秘密、入財に係わる重要事項等を取扱う会議は、セキュリティ上の取扱いに留意し、別途検討する。	○現在進行中の重要な事務の継続のほか、事務機能維持のために、必要最小限の人員が出動。	○緊急事態宣言対象地域への不要不急の出張・旅行の原則禁止○その他地域への不要不急の出張・旅行は自粛
4 原則停止	○学内で濃厚接触を伴う感染が生じた	○遠隔授業のみ、もしくは全休講	○全面活動停止	○大学の機能の最低限の維持のために、学長の許可の下で、生物の維持・管理、液体窒素・液体ヘリウムの補充、毒物等の維持・管理、研究に必要な基幹インフラの維持・管理の目的で、一時的に入室する研究スタッフの立ち入りを許可。	○立入禁止	○緊急時を除き、オンライン会議のみとする。	○大学施設の維持管理のために、必要最小限の人員が出動。	○全ての出張・旅行を原則禁止

注：なお記載事項は今後さらに新型コロナウイルス感染症に関する知見が蓄積され見直しが必要な時は対策本部で見直し

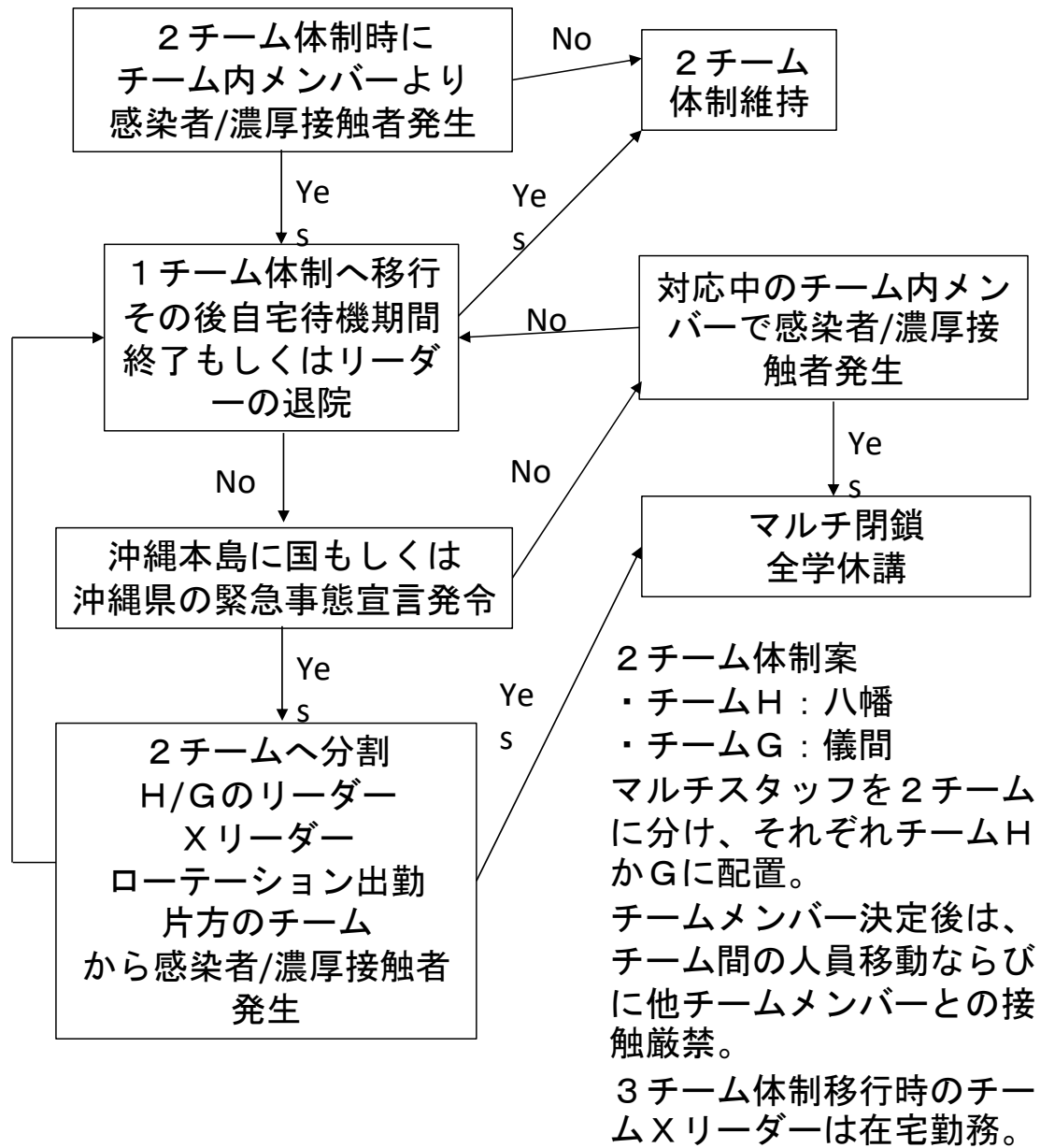
第6章 遠隔講義へ対応するためのマルチメディア教育センター体制の整備

遠隔講義の実施にはマルチメディア教育センターの体制維持が不可欠である。危機管理対策本部にて遠隔講義実施の決定がなされた場合、マルチメディア教育センターは以下のフローチャートに沿った体制を整備する。実際の体制等については実働要因と協議の上決定しても構わないが、センターの運用が継続できるよう努めることとする。

新興感染症発症時の遠隔講義実施時の マルチメディア教育センター 学生の使用・スタッフ体制フローチャート（案）

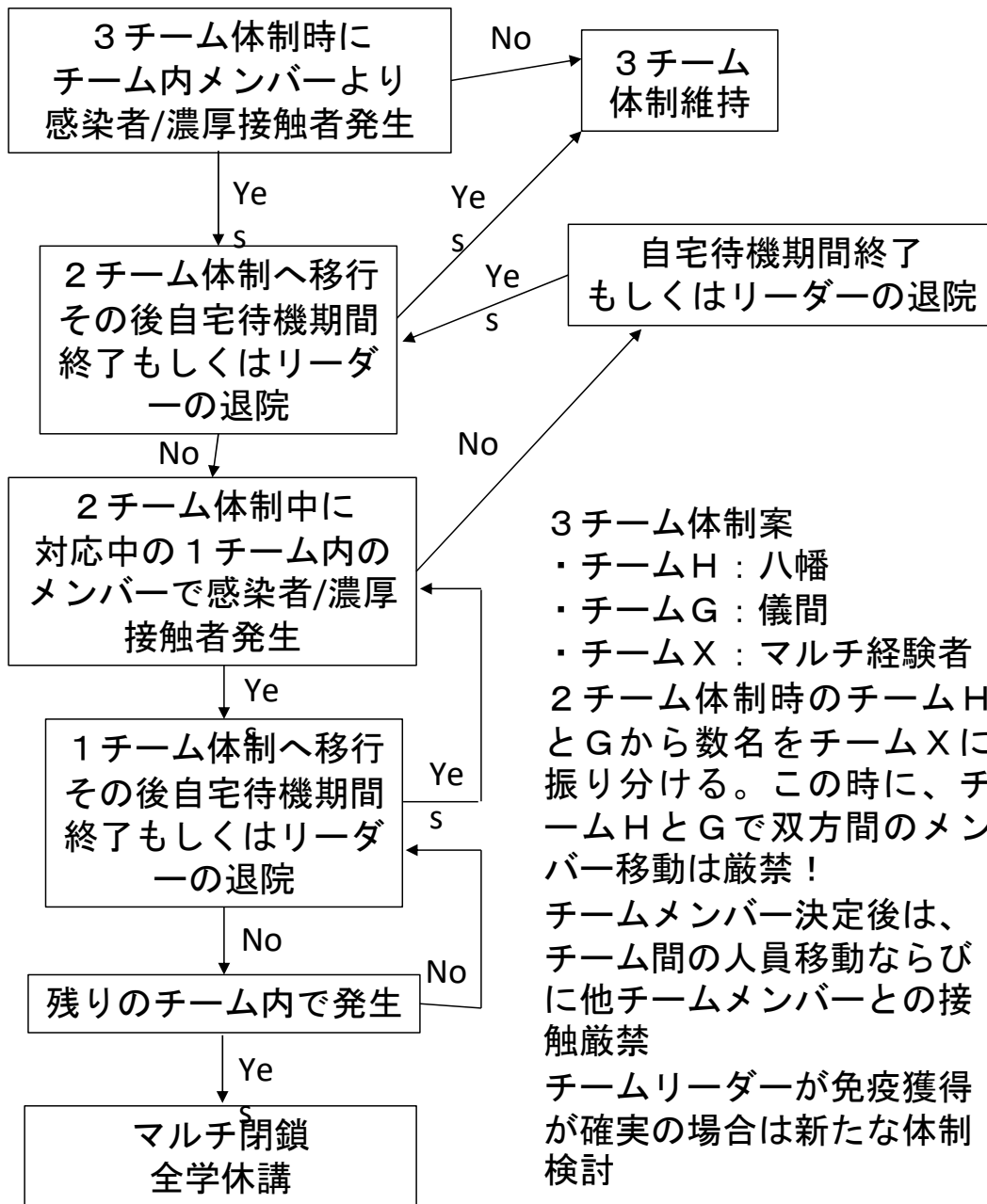


新興感染症発症時の遠隔講義実施中の
マルチメディア教育センター
スタッフ体制 **ケース1フローチャート** (案)



学生のPC使用は1個ずつ間隔を開けて使用
 ただし、新興感染症の感染強度による。
 2020年新型コロナレベルの感染力の場合は1個ずつ間隔
 チームリーダーが免疫獲得が確実の場合は新たな体制検討

新興感染症発症時の遠隔講義実施中の
マルチメディア教育センター
スタッフ体制 **ケース2フローチャート** (案)



学生のPC使用は2個ずつ間隔を開けて使用
ただし、新興感染症の感染強度による。
2020年新型コロナレベルの感染力の場合は2個ずつ間隔